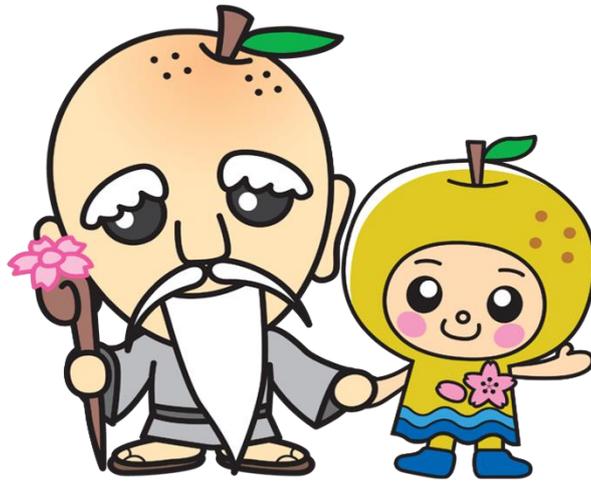


第3期神川町教育振興基本計画

(令和5年度～令和9年度)

未来を切り拓く豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成



令和5年4月

神川町・神川町教育委員会

目 次

第1章 総論	
1 はじめに	3
(1) 計画策定の要旨	
(2) 計画期間	
2 教育を取り巻く社会の動向	4
(1) 人口の減少と少子高齢社会	
(2) グローバル化の進展と課題	
(3) 環境問題とエネルギー問題の深刻化	
(4) 防災意識の高まり	
(5) 地域社会や生活環境の変化	
3 神川町における教育の現状と課題	5
(1) 幼児教育について	
(2) 小・中学校教育について	
4 神川町がめざす教育	7
(1) 教育目標	
(2) 基本目標	
第2章 各論	
施策体系	13
「基本目標Ⅰ 特色ある学校教育の推進」の施策	18
「基本目標Ⅱ 自立と確かな学力の育成」の施策	23
「基本目標Ⅲ 健やかな体と豊かな心の育成」の施策	29
「基本目標Ⅳ 信頼される教育環境の整備」の施策	36
「基本目標Ⅴ 家庭・地域の絆を深める教育」の施策	41
「基本目標Ⅵ 生涯学習とスポーツの振興」の施策	45
資 料	
用語の説明	48
神川っ子宣言	50

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、国や県の第3期教育振興基本計画を参考にし、令和5(2023)年度から5年間の本町の教育の基本方針、基本目標並びに施策及び取組の体系を示すものです。

神川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成27(2015)年に「神川町教育振興基本計画」(以下「第1期計画」という。)、また、平成30(2018)年に「第2期神川町教育振興基本計画」(以下「第2期計画」という。)を策定しました。

第2期計画でも第1期計画から継承した「未来を切り拓く豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」を教育目標とし、教育目標を達成するための6つの基本目標と具体的な取組を体系的に示し、様々な施策の取組をおこなってきました。

埼玉県においても、令和元(2019)年7月に第3期埼玉県教育振興基本計画「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」が策定されています。

現在の社会状況をみますと、少子高齢化やグローバル化、大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応等が、人々の生活に大きく影響を及ぼしています。学校教育については、子供たち一人一台のタブレットの整備等、GIGAスクール構想による取組が急速に進められています。

こうした社会の急速な変化の中、未来を切り拓いていける社会生活の実現にむけ、豊かな人間性と創造性を備えた子供たちを育てていくため、第2期計画の教育目標等を継承した「第3期神川町教育振興基本計画」(以下「第3期計画」という。)を策定するものです。

教育基本法(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

2 教育を取り巻く社会の動向

(1) 人口の減少と少子高齢社会

日本の総人口は、平成22(2010)年の1億2,805万7千人をピークとして減少傾向にあります。2053年に1億人を割り、2065年には8,808万人まで減少すると予測されています。この先50年間に約3割の人口減が見込まれるということです。また、一方で65歳以上の高齢者人口の割合は年々増加しています。

こうした人口減少や少子高齢社会が続く中、すべての人々がこれからの社会を担い生き抜いていく力を育むとともに、生涯にわたり、様々な分野でそれぞれの役割や能力を発揮することが求められています。

(2) グローバル化の進展と課題

I C Tの発達と普及により、社会経済活動における時間的・空間的な制約が縮小し、生活の利便性の向上や経済のグローバル化が急速に進んでいます。

これにより、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、日本の在留外国人数や海外の在留邦人数は増加しています。また、現在は新型コロナウイルスの影響で一時的に減少しているものの、今後も引き続き、訪日外国人の増加と、交流機会の増加が予想されます。

このような状況において、グローバルな変化とそれに伴う課題について敏感で、異文化に対する理解と語学力・コミュニケーション能力を持った人材を育成することがこれまでより一層必要になってきます。

(3) 環境問題とエネルギー問題の深刻化

地球温暖化や食糧問題等、地球規模での環境問題が深刻化しています。社会的な取組として、節電対策や省エネルギー化、自然エネルギーの活用等社会経済システムの変革に加えて、ゴミの減量化や3R運動等個人レベルでの生活改善が必要です。

今後も、環境と経済、人間社会のバランスのとれた持続可能な社会の構築のために、一人一人が環境への負荷の少ないライフスタイルを身に付けるなど、正しい判断力を持って行動することが求められています。

また、2030年に向けた国際社会全体の行動計画で設定されたSDGs(持続可能な開発目標)を実現すべく、持続可能な未来社会の創造に向け、SDGsとの関係性を意識した教育活動を進めることも求められています。

(4) 防災意識の高まり

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災、近年では令和元(2019)年10月に発生した台風19号による大規模水災害等住民の生命や財産が奪われる大規模自然災害が多数発生し、甚大な被害をもたらしました。当町で、令和4年(2022)6月には、今までにない大きさの雹が降り、被害を受けた住民が多数出てしまいました。また、新型コロナウイルスの発生により、私たちの日常生活や社会活動が大きく変わりました。自然災害等の発生にも備えて、防災意識をさらに高め、的確な判断ができ、安全を確保するための行動ができるような子供たちを育てていくことが重要です。

(5) 地域社会や生活環境の変化

核家族化や少子高齢化の進展に伴うライフスタイルの多様化により、地域社会との結びつきが弱まるなど、人間関係が希薄化し、町民を取り巻く生活環境は変化し続けています。こうした中、子供たちの頃からコミュニケーション能力や社会性を身に付け、積極的に社会参加ができる資質を養うとともに、社会人としての自立できる勤労観や職業観を育む教育が求められています。

また、社会全体で教育に取り組むために、社会における人と人とのつながりを重視し、地域コミュニティを再構築していくことも重要です。

3 神川町における教育の現状と課題

(1) 幼児教育について

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を確立する最も大切な時期に当たります。このため、幼稚園では、幼児の主体的な活動を促進し、幼児一人一人の特性に応じた、幼児期にふさわしい生活が送れるよう配慮する必要があります。

町内には、1つの公立幼稚園と2つの公立保育所、1つの私立保育園があり、就学前の幼児がスムーズに小学校生活に入れるよう保育所(園)、幼稚園及び小学校との連携を図っています。また、幼稚園では、特色ある活動として非認知能力を伸ばす研究に取り組むとともに、保護者や地域のニーズに応じ、預かり保育を行っています。

町では、子育てがしやすい環境をさらに充実させていきます。

(2) 小・中学校教育について

① 学力について

今日の急激な社会の変化に主体的に対応できるよう、創造力豊かで将来の目標を持った子供たちの育成が求められています。

子供たちの生涯にわたる人間形成の基礎を培うために、基礎学力の定着とともに、自らの目標を明確にし、自ら学ぶ意欲と主体的に学習する態度を育成するこ

とが重要です。

小学6年生と中学3年生を対象にした「全国学力・学習状況調査」（令和4年度）の結果から、神川町の子供たちの学力は、次のような傾向が見られます。

ア 国語について

小学6年生の平均正答率は、埼玉県67%、全国65.6%、神川町71%でした。中学3年生の平均正答率は、埼玉県70%、全国69%、神川町65%でした。

「漢字の読み書き」は正答率が高く、宿題や家庭学習で繰り返し練習している成果が出ています。また、小学校では無解答率が低く、問題文をよく読んで根気強く取り組んでいます。中学校でも無解答が少なくなってきました。

しかし、「書くこと」の領域では小・中学校ともに平均正答率が全国平均値を下回っており、重点をおいて指導にあたる必要があります。

イ 算数・数学について

小学6年生の平均正答率は、埼玉県64%、全国63.2%、神川町71%でした。中学3年生の平均正答率は、埼玉県52%、全国51.4%、神川町37%でした。

小・中学校ともに無解答率が低くなる傾向で、問題に根気強く取り組んでいます。

また、計算等の基礎的な問題は、宿題や家庭学習、補習、コバトン問題集等の活用により小・中学校ともに成果が出ています。

しかし、活用問題や記述式の問題では小・中学校ともに平均正答率が全国平均値を下回っており、重点をおいて指導にあたる必要があります。

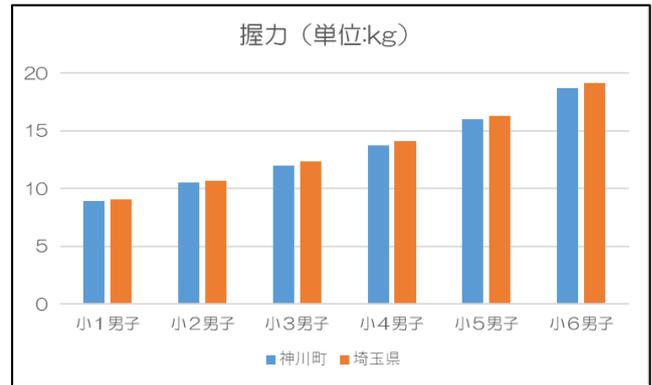
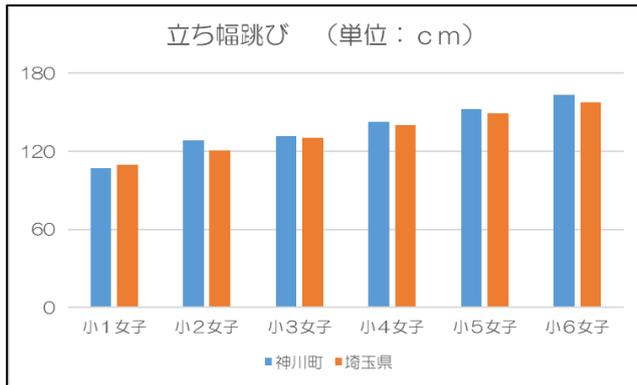
②心と体について

子供たちには、生命を尊重する心や他者を思いやる心、倫理観や正義感、豊かな人間性等を育成する、いわゆる「心の教育」の推進が求められています。

このため、教師と子供たち及び子供たち同士の間関係を深めるとともに、将来の夢や自分の生き方についての考え方を深め、様々な体験活動を推進するなど道徳教育の一層の充実が必要です。

また、子供たちの心の健康、アレルギー疾患への対応、生活習慣病や食生活の乱れなど、多様化する健康課題への対応が求められています。さらに、生活習慣の変化や新型コロナウイルスの影響等による不登校や、社会性の低下の他、体力の低下傾向が見られ、その改善が課題になっています。

令和4年度における新体力テストの結果、神川町の子供たちの体力は、全体として県の平均を下回る結果となりました。しかし、そうした中でも、小学生の立ち幅跳び(左図)、中学生の握力等のように県平均を上回るものもあります。課題としては、小学生の握力(右図)や中学生の持久走等の種目では、県平均を下回る状態が続いていることがあげられます。



このことから、子供たちの体力の向上をめざして、体育の授業や体育的行事、運動部活動の充実や家庭での運動習慣の確立等、体力向上の取組を推進することが求められています。

③教育環境について

「生きる力」を育む学校教育を実現するためには、教育環境の充実を図る必要があります。

令和4年度全国学力・学習状況調査の質問紙結果から、「読書が好きだ」に該当する子供たちの割合も全国平均を上回っており、読書環境の整備が成果を上げています。今後も読書環境の継続的な充実を図ります。

授業において、「自分の考えを発表する機会を与えられている」「授業中友達と話し合う活動をよく行った」と答えた子供たちの割合も全国平均値を上回っています。今後も、教職員研修の充実と授業改善に努め、子供たちの学習意欲が学力につながるよう教育環境を充実させていくことが重要です。

4 神川町がめざす教育

(1) 教育目標

少子高齢化、高度情報化、国際社会におけるグローバル化等、私たちを取り巻く社会は激しい変化の中にあります。私たちは、人や自然、社会と関わり、繋がりを持ちながら生活しており、その中で、教育は自らの生き方について考え、実践していく力を養うために重要な役割を果たしています。この激動の時代の中で自立して生き抜くために、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得し、自ら考え、判断し、表現することにより問題を解決する力が必要です。また、自らを律しつつ他者と協調し、思いやる心や感動する心等の人間性と、たくましく生きるための健康や体力を兼ね備えた力も必要です。主体的・対話的で深い学びを実現していく中で、これら「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の「知育」・「徳育」・「体育」を基盤とした「生きる力」を子供たちにしっかりと身に付けさせることが重要です。

子供たちに「生きる力」を身に付けさせ、町民一人一人の学びを通じた絆づく

りと活力あるコミュニティを形成するために、神川町は「生涯学習推進のまち」を宣言し、ふれあいを大切にし、生涯にわたり、ともに学びつづけ、生きがいのある人生と心のかよいあう「かみかわ」の実現をめざしています。

人間尊重の精神を基調として、町民の生涯学習機会の充実を図るとともに、個性を尊重した子供たちの教育を重視し、「生きる力」を育て「絆」を深めるための取組を進めるために、第2期計画からの目標を継承します。

神川町教育委員会の教育目標

「未来を切り拓く豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」

(2) 基本目標

基本計画において、今後5年間（令和5年度～令和9年度）に取り組む教育行政の6つの基本目標を示します。

I 特色ある学校教育の推進

恵まれた自然環境や古くから培われてきた郷土の伝統・文化を継承するとともに、グローバル化や時代の変化に対応した教育を推進します。

また、探究型授業の推進、幼稚園・小学校・中学校の連携を積極的に行います。

II 自立と確かな学力の育成

基礎と基本の徹底を図り、思考力・判断力・表現力等を含めた確かな学力を子供たちに身に付けさせます。

また、幼児教育、キャリア教育、特別支援教育を推進し、子供たちが社会的に自立して生きていくための基礎となる力を育みます。

III 健やかな体と豊かな心の育成

健康の保持・増進や体力の向上等により、健やかな体を育成します。

また、子供たちの豊かな心を育むため、体験活動を充実させるとともに、道徳教育、人権教育を一層推進します。

いじめや不登校、非行・問題行動の防止等に取り組みます。

IV 信頼される教育環境の整備

教職員の資質の向上や学校の組織運営の改善、学習環境の整備・充実等により、子供たちや保護者から信頼される学校教育を推進します。

また、子供たちを災害・犯罪から守るための安全対策を講じます。

V 家庭・地域の絆を深める教育

「親の学習」の実施等、家庭教育の支援体制を充実させるとともに、「学校運営

協議会」を推進するなど、地域の方々との協力体制の充実を図り、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進する中で、家庭・地域の教育力を向上させます。

VI 生涯学習とスポーツの振興

ふれあいを大切にし、生涯にわたりともに学びつづけ、生きがいのある人生と心のかよいあう「かみかわ」の実現をめざし、心身ともに健康で活力に満ちた生活を営むため、町民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境をつくります。

また、郷土の偉人や文化を学ばせ、それを次世代に伝えていくとともに、町民が心豊かな生活を送れるよう、町民の文化・芸術活動の活性化を図ります。

【丹荘小学校 梨の摘果】



第2章 各論

施策体系

6つの基本目標をもとに、次の施策と主な取組を設定します。

基本目標Ⅰ 特色ある学校教育の推進

- ① オール神川の研究授業
 - 各校の探究型授業への他校職員の参加
 - すぐれた指導者の招聘
 - 校内研修の充実
- ②訪問指導の推進
 - 神川町教育委員会学校訪問（幼・小・中）
 - 人事・学事担当学校訪問（小・中）
 - 生徒指導に係る学校訪問（主に中）
 - 教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問（幼・小・中）
 - 特別支援教育担当学校訪問（小・中）
 - 校内授業研究会指導主事訪問（幼・小・中）
 - 町内全教諭1回以上、計画に基づいた公開授業・研究授業（小・中）
- ③研究委嘱
 - 学力向上の推進研究（幼・小・中）
 - 体力向上の推進研究（幼・小・中）
 - 人権教育の推進研究（幼・小・中）
- ④各種推進委員会等の開催
 - 校長会・教頭会（幼・小・中）
 - 学力向上推進委員会（保・幼・小・中）
 - 情報教育推進委員会（小・中）
 - 体力向上推進委員会（幼・小・中）
 - 人権教育推進委員会（幼・小・中）
 - 神川町社会体験チャレンジ事業推進委員会（中）
 - 神川町立中学校部活動推進委員会（中）
 - 主任児童委員・民生委員と学校管理職の情報交換会（小・中）
 - 保護司・更生保護女性会と中学校教職員の情報交換会（中）

基本目標Ⅱ 自立と確かな学力の育成

- ①生きる力の基礎を育む幼児教育の推進
 - 質の高い幼児教育の推進
 - 幼稚園教員や保育士の資質向上
 - 幼児教育と小・中学校教育との連携の推進
 - 幼保一体化への対応
 - 子育ての目安「3つのめばえ」の推進

②確かな学力の育成

- 分かる授業の推進
- 教科における指導内容・指導方法の工夫・改善
- 神川町学力テストの実施
- 学習状況の調査結果等の分析と活用の推進
- 学力向上推進委員会の充実
- 少人数指導等のきめ細かな指導の充実

③神川の文化伝統を尊重したグローバル化に対応する教育の推進

- 伝統と文化を尊重する教育の推進
- 国際性を育む教育の推進
- 幼稚園・小学校段階からの国際性を育む英語教育の推進
- 帰国・外国人の子供たちなどへの教育の充実

④時代の変化に対応する教育の推進

- 情報活用能力の育成
- 環境教育の推進
- 社会的課題に対応する教育の推進

⑤キャリア教育の推進

- 発達段階に応じたキャリア教育の推進
- 職場体験学習の充実
- 講師を招聘した出前授業の実施
- 中学生議会の実施

⑥特別支援教育の推進

- 特別支援体制の整備・充実
- 就学支援、巡回相談の充実
- 特別支援教育の視点に立った指導の充実
- 学習支援員の活用
- 他機関との連携
- 支援籍学習の推進

基本目標Ⅲ 健やかな体と豊かな心の育成

①健康の保持・増進

- 学校保健の充実
- 食育の推進
- 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進
- 顎関節検診及びフッ化物洗口の実施

②体力の向上と学校体育活動の推進

- 学校体育の充実
- 運動部活動の充実

- ③豊かな心を育む教育の推進
 - 道徳教育の推進
 - 体験活動の推進
 - 読書活動の推進
- ④いじめ・不登校の防止
 - いじめ対策の推進
 - 教育相談活動の推進
 - 不登校対策の推進
 - 幼・小・中・高への「なめらかな接続」の推進
- ⑤生徒指導の充実
 - 生徒指導体制の充実
 - 非行・問題行動の防止
- ⑥人権を尊重した教育の推進
 - 人権教育推進体制の充実
 - 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善
 - 児童虐待から子供を守る学校づくりの推進
 - 男女共同参画の視点に立った教育の充実

基本目標Ⅳ 信頼される教育環境の整備

- ①教職員の資質・能力の向上
 - 優れた教職員の確保
 - 少人数学級等に対応した会計年度任用職員（複式学級対応支援員）の配置
 - 「オール神川」体制に基づく教職員研修の充実
 - 指導力が不足している教員への対応
 - 人事評価制度の活用
 - 子供たちと向き合う環境づくり
 - 教職員の心身の健康の保持・増進
- ②子供たちの安心・安全の確保
 - 安全教育の推進
 - 学校の危機管理体制の整備・充実
 - 防災体制の整備・充実
 - 家庭や地域と連携した防犯・交通安全教育の推進
 - 関係諸機関との連携
- ③学習環境の整備・充実
 - 学校施設の整備推進
 - 学校図書館の整備・充実
 - 学校教材・備品の計画的な整備・充実
 - ICT環境の整備

基本目標Ⅴ 家庭・地域の絆を深める教育

①家庭教育支援体制の充実

- 家庭教育学級の充実
- 「ふれあいの日・ノーメディアデー」の実施
- 子育ての目安「3つのめばえ」の活用の推進
- 子育ての支援
- 二つの約束「あいさつと靴そろえ」の推進
- 「なっちゃんと神じいとの約束」の推進
- 「神じいの小言十訓（保護者向け）」の推進

②地域の教育力の向上

- 「学校応援団」の活動の充実
- 地域の団体・企業との連携

③学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

- 「2分の1成人式」の推進
- 「彩の国教育の日」の推進
- PTA、子ども会育成会活動への支援
- 青少年健全育成活動の促進
- 町内各団体との連携
- 青少年を有害環境から守るための取組の推進
- 学校運営協議会の推進

子育ての目安「3つのめばえ」

小学校入学までに子供たちに身につけてほしいこと

生活

- ◇ 健康で安全な生活をする
- ◇ 自分のことは自分でする
- ◇ 物を大切に使う

他者との関係

- ◇ 人とかかわる力を身につける
- ◇ 言葉で伝え合う
- ◇ きまりや約束を守る

興味・関心

- ◇ 好奇心や探究心をもっていろいろなものにかかわる
- ◇ 文字や数量などの感覚を豊かにする
- ◇ 自分の思いを表現する

※ 埼玉県教育委員会より

基本目標Ⅵ 生涯学習とスポーツの振興

①学び合いとともに支える社会をめざす生涯学習の推進

- 学び合いを支える体制づくり
- 学び合いを支える人づくり
- 学びの成果の活用を支える仕組みづくり
- 公民館図書室における読書活動の支援

②文化芸術の振興と伝統文化の継承

- 文化芸術活動の充実
- 子供たちの文化芸術活動の充実
- 「ふるさと歴史講座」と「地域の歴史」出前授業の充実
- 文化財の保護と活用

③生涯にわたるスポーツの振興

- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- スポーツ・レクリエーション団体の活動支援
- 神川町スポーツ協会主催事業の支援
- 豊かなスポーツライフを支える環境づくり

【神川中学校 体育祭 長縄跳び】



施策 ①オール神川の研究授業

現状と課題

令和4年度の全国学力学習状況調査の結果を見ると、小学校では、国語・算数・理科のいずれも6～10%全国平均よりも高く良好です。しかし、中学校では、国語・算数・理科のいずれも全国平均よりも低く、特に、数学では約14%も低く大きな課題となっています。

施策の方向性

- 職員の授業力向上のためにも、支援担当訪問等の公開授業でも町内の教職員であれば授業参観をできるようにして、良い授業をたくさん見る機会を設けます。
- 学力向上を目的にして、研究授業の指導案作成の段階から指導主事も参加して、指導・アドバイスをを行います。

主な取組

●各校の研究授業への他校職員の参加

- 各校の研究授業には、教科主任や学力向上担当が積極的に参加して、研究の取組の成果を町全体で共有します。
- 研究で使用した学習指導案やワークシート等は、町の共有財産としてクラウド上に保存し、町内どの学校でも使用できるようにします。

●すぐれた指導者の招聘

- 大学教授等の有識者を招聘して教育講演会を実施します。町内の全職員が主体的、対話的で深い学びの視点に立った授業について共通理解のもと、授業を行います。
- 大学教授等の有識者を招聘して研究授業を実施します。授業の指導内容、子供たちの様子等、学校生活全体から子供たちにあった学力向上の指導法をご指導いただき、学校教育に活かします。
- 埼玉県学力・学習状況調査の趣旨と特徴、結果分析、活用方法等を全教職員がオンラインで研修し、課題への対応を明確にします。

●校内研修の充実

- 各校で町の研究委嘱のテーマである「学力向上」に向けて、教職員に研修計画を立案させ、指導方法の工夫・改善を行います。
- 研修内容に応じて指導者を招聘して、校内研修の充実を図ります。
- 校務管理システムを使って、定期的に教育委員会だよりを各校に配信し、全職員に向けて教育委員会からの学力向上の啓発を行います。

施策 ②訪問指導の推進

現状と課題

学力向上を推進するために、教育委員会には指導主事を2人配置しています。学校訪問の機会を増やすことで、授業力向上に向けた指導の機会を増やし、学校と教育委員会との連携強化や、課題の早期発見、活力ある学校づくりを推進しています。

施策の方向性

- 施設設備の安全な管理や、職員のサービスについての指導を徹底します。
- 授業力向上に向けた指導と教育力向上のための環境の充実を図ります。
- 生徒指導や特別支援教育についての指導や相談を充実させます。

主な取組

●神川町教育委員会学校訪問（幼・小・中）

- 年度当初に、教育長と指導主事が学校を訪問して、新学期の学級の様子や施設・設備の管理、諸表簿の整理状況を確認し、指導を行います。
- 夏季の水泳指導に係る安全点検を実施し、適切な指導を行います。

●人事・学事担当学校訪問（小・中）

- 北部教育事務所の人事・学事担当に要請し、教育委員会と合同で年1回学校管理について、指導を行います。

●生徒指導に係る学校訪問（主に中）

- 北部教育事務所の生徒指導担当に要請し、教育委員会と合同で年1回指導を行います。
- 学校長の依頼を受けて学校を訪問し、見届けや確認、相談を行います。

●教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問（幼・小・中）

- 北部教育事務所の教育支援担当・学力向上推進担当に要請し、教育委員会と合同で年1回、諸表簿や授業に関する指導を行います。

●特別支援教育担当学校訪問（小・中）

- 北部教育事務所・特別支援担当に要請し、教育委員会と合同で3年に1回、特別支援教育に関する諸表簿や授業に関する指導を行います。

●校内授業研究会指導主事訪問（幼・小・中）

- 3歳児・4歳児・5歳児を3日間に分けて授業参観と研究協議会を実施し、指導主事が指導・相談を行います。
- 小・中学校における校内授業研修会において、指導主事が指導・相談を行います。
- 校長の要請に応じて、県や指導主事等に指導者を依頼します。

●町内全教諭1回以上、計画に基づいた公開授業・研究授業（小・中）

- 授業力向上を目的として、全ての教諭が1人1回以上指導案を作成し、研究授業を実施して、校長の要請により、指導主事が指導・相談を行います。

施策 ③ 研究委嘱

現状と課題

先行き不透明な社会の中で、自らの人生を切り拓いていくためには、「生きる力」が必要です。そのためには、基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して、考え、判断し、表現することによる問題解決力や、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力を身に付けることが大切です。

「知育」・「徳育」・「体育」のバランスのとれた教育を推進していくことが求められています。

施策の方向性

- 基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して考え、判断し、表現することによる問題解決力を育成する教育の研究を強化します。
- 豊かな人間性を育む教育の研究の充実に取り組みます。
- たくましく生きるための健康・体力を育成する教育の研究に継続的に取り組みます。

主な取組

●学力向上の推進研究（幼・小・中）

- 幼稚園と各学校に研究を委嘱します。読書活動や体験活動の推進等、子供たちの実態や地域性を生かした教育を計画し、1年間の研究成果を書面にまとめて、教育委員会に提出します。

●体力向上の推進研究（幼・小・中）

- 幼稚園と各学校に2年間の研究を委嘱します。1年目の終わりは、書面発表または中間授業研究報告等を実施します。2年目は2学期以降に研究発表会（授業参観と研究協議会）を実施し、町内の教職員が研修します。

●人権教育の推進研究（幼・小・中）

- 夏季休業中に行われる「北部地区（児玉・大里）人権教育実践報告会」で研究について発表します。

【青柳小学校 STEAM教育】



施策 ④ 各種推進委員会等の開催

現状と課題

埼玉県 の最重要課題である、確かな学力を育成し、グローバル化に対応する人材や社会的に自立する力を育てるには、個々の学校だけでなく、町内の幼稚園、小学校、中学校が協力し、町内全ての教職員が力を結集し、「オール神川」体制で研究を推進することが必要です。また、地域の人々による教育活動への支援を通じて、地域の教育力を学校に取り込み、学校や家庭・地域の絆を深め、学校の教育力の向上を図っていく必要があります。

施策の方向性

- 町内全教職員の「オール神川」体制を推進します。
- 特別支援教育の充実を図る視点で、知識と経験豊富な指導員が学校訪問します。
- 生徒指導の観点から、地域の関係機関との連携を図ります。

主な取組

●神川町立校長会・教頭会（幼・小・中）

- 8月を除く、毎月はじめに校長会と教頭会をそれぞれ実施し、町内の情報交換や、合同研修、町の取組に対する協議を行い、「オール神川」体制を推進します。

●神川町学力向上推進委員会（保・幼・小・中）

- 年3回以上、会議を開き、全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習状況調査、神川町学力テスト等の分析や、各校における課題への取組や成果等の情報交換、推進委員長主宰の調査の実施や町内統一で行う取組の確認等を行います。
- 学識経験者を招聘し、保・幼・小・中教職員対象教育講演会を実施します。
- 研究推進校の視察研修を支援します。

●神川町情報教育推進委員会（小・中）

- 年3回以上、会議を開き、授業におけるICTの効果的な活用の分析や、各校における課題への取組や成果等の情報交換を行い、小・中の系統性を重視した施策を検討し、実施します。

●神川町体力向上推進委員会（幼・小・中）

- 年3回以上、会議を開き、新体力テストの分析や、各校における課題への取組や成果等の情報交換を行い、幼・小・中の系統性を重視した施策を検討し、実施します。
- 新体力テスト全種目総合及び種目別の学年別・町内1位の児童を表彰します。
- 町内の研究推進校を支援します。
- 町内6年生を対象にタグラグビー教室を実施し、体力向上を推進します。
- 新体力テストにおける町内の子供たちの体力の現状について、体力向上推進委員会だよりに掲載し、発行します。

●**神川町人権教育推進委員会（保・幼・小・中）**

- 年3回以上、会議を開き、町としての施策や研究方針を検討します。
- 北部地区人権教育実践報告会の発表を支援します。

●**神川町社会体験チャレンジ事業推進委員会（中）**

- 神川町商工会・神川町教育委員会が連携し、キャリア教育の観点から、中学校における職場体験学習を支援します。

●**神川町中学校部活動推進委員会（中）**

- 年1回以上会議を開き、部活動の支援をします。

●**神川町保護司・民生委員と学校管理職の情報交換会（中）**

- 町民福祉課が主体となり、年1回以上生徒指導についての情報交換会を実施します。

●**神川町更生保護女性会と中学校教職員の情報交換会（中）**

- 町民福祉課が主体となり、年1回以上生徒指導についての情報交換会を実施します。

【神川幼稚園 体力向上への取組】



施策 ①生きる力の基礎を育む幼児教育の推進

現状と課題

幼稚園と保育所は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期において重要な役割を果たしており、幼児教育の重要性が指摘されています。幼児の生活に関して、基本的な生活習慣の乱れや体力の低下、小学校入学後に学校生活に適應できない「小1プロブレム」等が問題になっており、幼稚園と保育所の連携、幼保と小学校との連携の強化が求められています。

施策の方向性

- 幼稚園と保育所において、家庭と連携・協力した幼児教育を推進するとともに、教職員研修を充実させます。
- 子供たちの発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を充実するために、小学校とのなめらかな接続を推進します。

主な取組

●質の高い幼児教育の推進

- 幼稚園や保育所の教育活動を充実させ、質の高い教育を実施します。
- 幼稚園教育要領や保育所保育指針の内容の定着を図り、幼稚園や保育所において家庭と連携し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。

●幼稚園教員や保育士の資質向上

- 幼稚園教員や保育士の資質向上と園児一人一人に対応した指導方法の工夫・改善を図るため、幼稚園教員や保育士を対象にした研修を実施します。
- 幼稚園教員や保育士の資質向上に努め、保護者との連携に努めます。
- 幼稚園教員や保育士の資質向上のために、人事交流を行います。

●幼児教育と小・中学校教育との連携の推進

- 子供たちの交流学习を推進します。
- 幼稚園教員・保育士と小・中学校教職員の連携のために、情報交換会や校内研修会への自由参加、小・中学校初任者教員の幼稚園研修を推進します。

●幼保一体化への対応

- 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ新しい仕組みづくりについては、国の動向を注視しつつ、適切に対応していきます。

●子育ての目安「3つのめばえ」の推進

- 幼稚園と保育所において、「3つのめばえ」カルタと、カレンダーを利用した教育活動を推進します。
- 保護者説明会等における家庭用「3つのめばえ」の利用を推進します。

施策 ②確かな学力の育成

現状と課題

子供たちが、変化の激しい社会を主体的で創造性豊かに生き抜いていくためには、基礎的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用し、課題を解決するための思考力・判断力・表現力その他の能力を育むことが必要です。

施策の方向性

- 子供たち一人一人に、きめ細やかで質の高い指導を実施します。
- 学習指導要領に即した教育を実施し、基礎的な知識・技能を習得させ、それらを活用する学習を推進し、思考力・判断力・表現力を身に付けさせます。
- 各種調査を適切に分析し、学校の課題改善に向けた取組を支援します。

主な取組

●分かる授業の推進

- 町内の小・中学校教職員を対象にした教育委員会主催の「オール神川研修会」を実施し、授業力向上を図ります。

●教科における指導内容・指導方法の工夫・改善

- 学習指導要領に即した教育を着実に推進します。
- 1時間の見通しを持たせ、学習内容を明確にし、学んだことを子供たちが振り返る授業について徹底し、確かな学力を身に付けさせます。

●神川町学力テストの実施

- 4月に教研式NRT検査を小学2年生、3年生が実施します。
- 1月に教研式CRT検査を小学1年生から中学2年生までが実施し、1年間の学びの成果の確認と、担任の指導力の分析を行います。
- 小学2年生、4年生、中学2年生が知能検査を実施します。

●学習状況の調査結果等の分析と活用の推進

- 各校において、国、県、町の学習状況の調査結果と自校の結果を比較・分析し、課題把握と指導の改善に活用します。
- 各校で課題解決に有効だった取組を共有できるよう支援します。

●学力向上推進委員会の充実

- 校長会から会長・副会長を選任し、課題把握と指導改善に努めます。

●少人数指導等のきめ細やかな指導の充実

- 学習支援員や通訳を配置し、ティームティーチング等を推進します。
- 学校の実態に応じて、習熟度別少人数学習を推進します。

施策 ③神川の文化伝統を尊重したグローバル化に対応する教育の推進

現状と課題

これからの社会を主体的に生きる人材を育成するためには、伝統と文化を尊重し我が国と郷土を愛する態度や、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育が大切です。そして、国際社会の一員として世界で活躍できる、グローバル化に対応する人材の育成が重要です。そのために、子供たちのコミュニケーション能力を高め、国際的な視野や多角的な価値観を受容できる力を育む必要があります。

施策の方向性

- 伝統と文化を尊重し、日本人としての誇りを持ち、郷土神川を愛する態度を養います。
- 国際理解教育を推進し、幼稚園・小学校における外国語教育を推進します。
- 帰国・外国人の子供たちなどへの日本語指導等、学校や社会生活の適応を図るために必要な支援を行います。

主な取組

●伝統と文化を尊重する教育の推進

- 学校応援団等の地域人材を活用して、日本や郷土神川の伝統や文化について、体験的な学びの場を設け、郷土を愛する心と誇りを養います。
- 地域の伝統行事に積極的に参加させ、郷土の伝統や文化について興味・関心を高めます。
- 小学校3・4年生向けに社会科副読本「かみかわ」を作成し、町の伝統と文化や発展に尽くした先人の働きなどについての指導を通して、町に対する誇りと愛情、町の一員としての自覚を養います。

●国際性を育む教育の推進

- ALTを配置し、国際性を高めます。
- 関係機関と連携し、「グローバルキャンプ」事業を通して外国人留学生との交流事業を実施します。

●幼稚園・小学校段階からの国際性を育む英語教育の推進

- 幼稚園から小学校低・中学年において、ALTを活用した保育・教育を充実させ、ふれあいをとおして幼児・児童の国際性を育みます。
- 小学校外国語・外国語活動及び中学校英語科の授業の質を高めるため、教職員研修を「オール神川」体制で開催できるよう支援し、指導力の向上を図ります。

●帰国・外国人の子供たちなどへの教育の充実

- 帰国・外国人の子供たちなどの日本語指導を充実させ、学校生活や社会生活への適応を図るため、日本語通訳指導職員を配置します。

施策 ④時代の変化に対応する教育の推進

現状と課題

グローバル化やICTの普及に伴い、様々な文化や価値観が国境を越え変化の激しい社会へ移行しています。そのような中で、ICTを適切に活用できるようにする教育や、環境や資源・エネルギーの問題に対応した環境教育、科学技術を担う人材の育成等の重要性が高まっています。将来にわたって持続可能な社会を構築するためには、子供たちに新しい課題に対応できるよう、積極的に課題を解決しようとする意欲や態度を育む教育を推進することが求められています。

施策の方向性

- 子供たちの科学技術に関する興味・関心を高め、科学技術に関する基礎的素養や理論的・科学的思考力を育成します。
- 子供たちの発達段階に応じた情報活用能力を育成し、情報モラルについての理解を深めます。
- 将来にわたり、豊かな暮らしを実現する、持続可能な社会の構築を目指した環境教育を推進します。

主な取組

●情報活用能力の育成

- 子供たちが、ICTを活用して主体的に情報を収集・判断・処理、発信するなど情報活用能力を育成します。
- 教職員がICTの研修を深め、学習内容を分かり易く掲示したり、興味関心を高めたりするために、タブレット等のICT機器を効果的に活用します。

●科学技術教育の推進

- 社会科見学や出前授業等、地域や企業の人材を活用し、子供たちの知的好奇心や探究心を喚起し、科学を学ぶ楽しさが実感できるように、観察や実験を充実します。
- 「子ども大学」等関係諸機関行事を支援し、児童参加を推進します。

●環境教育の推進

- 環境保全に積極的に関わる態度を養うため、各教科や総合的な学習の時間を活用した環境教育を推進します。
- 中学校の校舎に設置した太陽光パネル等も活用し、自然エネルギーの活用とそれに伴う環境教育を推進します。

●社会的課題に対応する教育の推進

- 学校におけるボランティアや福祉に関する教育を推進するために、町内の専門機関との連携を深めます。
- 納税や法に関する教育や、健全な消費者教育等を推進します。

施策 ⑤キャリア教育の推進

現状と課題

産業構造の変化や雇用形態の多様化が進む中で、近年、ニートやフリーター等、学校教育と職業生活との接続に問題を抱える人が増加し、社会問題になっています。このような中で、子供たちが「生きる力」を身に付け、様々な課題に柔軟に対応し、社会人・職業人として自立していけるような教育を行うことが強く求められています。

施策の方向性

- 小学校の段階から教育活動全体を通じ、組織的で系統的なキャリア教育を推進します。
- 将来働くことについて意欲や関心が持てるように、家庭・地域・企業と連携して職場見学や職場体験を推進します。
- 町長部局と連携し、神川町におけるキャリア教育を推進します。

主な取組

●発達段階に応じたキャリア教育の推進

- 子供たちが目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- 子供たちが適切で主体的な進路選択を実現できるよう、進路指導・進路相談を充実します。

●職場体験学習の充実

- 神川町社会体験チャレンジ事業推進委員会を充実させ、中学生の職場体験を実施し、社会人・職業人として自立できるよう、職業観や勤労観を育成します。
- 町内の事業所と連携・協力し小学生の職業に触れる体験を推進します。

●講師を招聘した出前授業の実施

- 様々な職種の方を幼稚園や小・中学校の講演会の講師や授業のゲストティーチャーに迎え、子供たちに本物に触れる機会を増やし、自分の将来に対する興味・関心を深め、職業観や勤労観を育成します。

●中学生議会の実施

- 町政に対する意見を議場で町長に直接質問し、実際の議会さながらの経験をさせることで、政治や町に興味・関心を深めるようにします。

【渡瀬小学校 渡瀬探検隊(職場見学)】



施策 ⑥特別支援教育の推進

現状と課題

国では、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを大切にするとともに、障害のある子供が必要な指導・支援を受けられる「多様な学びの場」を用意するインクルーシブ教育の必要性を示しました。子供たちが互いに助け合い、生き生きと活躍できる環境が求められています。また、合理的な配慮や支援体制を整えていくことも求められています。

施策の方向性

- 各校において、個別の教育的支援が必要な子供たちに対する支援体制を整えます。
- 特別支援学級や通級指導教室について、子供たちの実態と必要性を把握しながら、新設・増設等の準備を進めます。

主な取組

●特別支援体制の整備・充実

- 一人一人の実態に応じた支援を行うため、特別支援教育コーディネーターの専門性向上や校内委員会の充実、通常学級に在籍する障害のある子供たちの個別の教育指導計画作成等、体制整備に取り組みます。
- 「特別支援学校のセンター的機能」を活用し、特別支援学級担任の指導力向上に努めます。

●就学支援・相談の充実

- 子供たち一人一人の障害を的確に把握し、個に応じた適正な就学支援・就学相談の充実に努めます。

●特別支援教育の視点に立った指導の充実

- 通常学級の授業において、教育的ニーズに応じた指導の充実やユニバーサルデザインを意識した環境整備に努めるとともに、通常学級に在籍する発達障害のある子供たちに対し、合理的配慮を行い指導の充実に図ります。

●学習支援員の活用

- 子供たち一人一人の障害の状況に応じた「支援員」を活用し、集団への支援や個への支援が円滑に進むような取組を進めます。

●他機関との連携

- 子供たちに早期から適切な教育的対応ができるよう、関係機関との連携を推進します。
- 特別支援学校のコーディネーター、町内の保健師、理学療法士、学校カウンセラーの定期的な学校訪問を複数回実施し、担任との情報交換会を推進します。

●支援籍学習の推進

- 障害のある子供とない子供が共に学ぶ支援籍を普及し、交流や共同学習を推進します。

施策 ①健康の保持・増進

現状と課題

子供たちを取り巻く生活環境の変化や生活習慣の乱れ、心の健康、薬物乱用、性に関する問題行動、肥満や痩身等、健康に関する様々なことが問題になっています。学校と家庭・地域が連携して子供たちの生活習慣の確立に努め、子供たちの心身の健康づくりに取り組むことが必要です。また、「食育」を推進し、健全な食生活を実践することができる力を身に付けさせ、成長期にある子供たちの健やかな成長を促すことも重要です。さらに、自らの健康を適切に管理・改善する実践力を身につけさせることが求められています。

施策の方向性

- 学校と家庭、地域の医療機関等の関係機関が連携して、組織的な学校保健活動を推進します。
- 食事についての正しい理解や望ましい食習慣の形成のため、学校と家庭・地域が連携して食育を推進します。
- 現代的な健康的課題に対する教育を推進するとともに、口腔衛生についての教育を推進します。

主な取組

●学校保健の充実

- 子供たちの発達段階に応じた指導計画を作成し学校保健活動を推進します。
- 家庭や地域と連携するために、学校保健委員会を各校で定期に開催し、学校の実態に即した健康課題に対応します。

●食育の推進

- 家庭と連携し、朝食欠食の解消に取り組み、子供たちに望ましい食習慣を身に付けさせます。
- 給食センターと連携し、地場産物を活用した給食やリクエスト給食等、地域の特色や子供たちの関心・意欲を高める献立の充実を図ります。
- 中学校での食育を始め、栄養教諭を幼稚園と各小学校に派遣し、子供たちに対する食育と、保護者への食育を推進します。

●性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進

- 家庭と連携し、子供たちの発達段階をふまえ、学校全体で性に関する指導を推進します。
- 学校薬剤師や外部指導者を活用し、子供たちや保護者への薬物乱用防止教室の充実に努めます。

●顎関節検診及びフッ化物洗口の実施

- 町内小・中学校の歯科検診において、顎関節検診を行います。
- 町内の保育所、幼稚園、小・中学校において給食後のフッ化物洗口を定期的実施し、むし歯予防に努めます。

施策 ②体力の向上と学校体育活動の推進

現状と課題

近年、子供たちを取り巻く生活環境の急激な変化に伴い、外遊びやスポーツを行う時間が減少するとともに、日常的に身体を動かす機会が減っていることから、子供たちの体力が低下しています。神川町では、運動部活動や運動クラブに在籍し、意欲的に体力向上に努めている児童生徒と、運動を苦手とし、運動習慣が欠如している子供たちがおり、いわゆる二極化が進んでいます。幼稚園・小学校の低学年等早い段階から運動好きな子供を育成し、運動習慣を身に付けさせることや、運動部活動における専門的な指導ができる顧問や部活動指導員教員の確保等が求められています。

施策の方向性

- 体力向上推進委員会を中心に、家庭や地域と連携して体力向上事業に取り組みます。
- 教員の指導力を向上させるとともに、専門的な指導力を有する地域の外部人材を積極的に活用し、運動部活動の充実に取り組みます。

主な取組

●学校体育の充実

- 各校の体力向上推進委員会と神川町体力向上推進委員会を充実させ、体力向上のための研究実践を支援します。
- 小・中学校の教員の体育に関する指導力を高めることができるように、授業研究会を充実させます。
- 「体力」達成目標について、子供たち一人一人の「体力」向上目標値を設定し、体力向上のためのプログラムや教材を活用するなどきめ細かい指導を実践します。
- 小学校において、新体力テスト全種目総合及び種目別、町内学年別1位を表彰し、体力向上に対する意欲向上を図ります。
- 町内小学6年生タグラグビー教室を開催し、体力向上に対する意欲向上を図ります。
- 新体力テストにおける町内の子供たちの体力の現状について、体力向上推進委員会だよりに掲載し、発行します。

●運動部活動の充実

- 運動部活動が充実するように、全ての部活に補助を行い、環境設備を整えます。
- 神川町中学校部活動推進委員会と連携し、地域で専門的スキルを有する人材を外部指導者として派遣するなど、運動部活動における技術的な指導の充実に図ります。また、合わせて部活動の地域移行も進めていきます。

施策 ③豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

社会の変化に伴い、規範意識の欠如や人間関係の希薄化、自己肯定感の低下が指摘されています。子供たちが心豊かで健やかに成長するためには、基本的な生活習慣の習得と規範意識の向上、自らを律し他者を思いやる心等、道徳教育の推進が求められています。学校が家庭や地域と連携し、豊かな心や自己肯定感を育むことが必要です。また、知識を深め、よりよく生きるために、読書活動を充実させることが必要です。

施策の方向性

- 地域の特色を生かした道徳教育を学校の教育活動全体を通して組織的・計画的に進めます。
- 子供たちの豊かな人間性や社会性を育むため、地域の特色を生かした体験活動を充実させます。
- 学校における子供たちの豊かな読書活動や読み聞かせ活動を推進します。

主な取組

●道徳教育の推進

- 「彩の国の道徳」を活用し、特色を生かした道徳教育を推進します。
- 子供たちに、「神川っ子宣言」「二つの約束（あいさつと靴そろえ）」「なっちゃん」と神じいと約束」を浸透させ、道徳的実践力を身に付けさせます。

●体験活動の推進

- 豊かな心を育むために、高齢者や幼児とのふれあい体験を推進します。
- 神川町社会体験チャレンジ事業推進委員会と連携し、地域の施設等の職場体験や、梨や米、野菜の栽培体験、伝統芸能の体験、養蚕の体験等、地域の特色を生かした多様な体験活動を支援します。
- 近隣の高等学校と連携し、動物とのふれあい体験を支援します。

●読書活動の推進

- 学校司書教諭を各校に委嘱し、読書の楽しさや読書活動の充実に繋がる取組を推進します。
- 町の図書室や県立図書館等と連携し、子供たちが多くの図書に触れる機会をつくれます。
- 地域の「読み聞かせボランティア」団体と連携し、よい本に触れさせ、読書の楽しさを味わう活動を支援します。

施策 ④いじめ・不登校の防止

現状と課題

いじめは人権の侵害であり、子供たちには神川っ子宣言にある「人をいたわり、命あるものを大切にします」という人権尊重の立場で、相手の気持ちを考えて行動すべきことを学ばせる必要があります。また、時代の変化とともに、インターネットや携帯電話によるいじめ・ネットトラブルが増加しています。教職員や保護者は、子供たちの置かれている状況やその特徴を正しく理解し、適切に対応することが求められています。

不登校を解決するためには、子供たち一人一人の状況に応じたきめ細かな対応や未然防止、早期対応を充実させることが必要です。特に、入学や進学時等環境が大きく変わる時期に起こる、いわゆる「中1ギャップ」の解消に向け、学校間の連携を深め、取組を強化することが必要です。

施策の方向性

- いじめ防止のため、子供たちの人権感覚を育成するとともに、早期発見・早期対応に向け取組を行い、教育相談活動を推進し、教職員へ「いじめ防止等の基本方針」の理解を深めます。
- 不登校を未然に防ぎ、早期対応を図るため、教育相談活動を推進します。

主な取組

●いじめ対策の推進

- 担任の学級経営能力の向上と道徳の授業力の向上を図るために、学校訪問による指導を強化します。
- 教職員の教育相談や生徒指導、保護者対応についてのスキルアップを図るために、各校で組織的な対応や研修を行います。
- 教職員と家庭が連携し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- ネットいじめ問題を解消するために、ネットアドバイザーや関係機関と連携し、教職員研修や子供たちの指導、保護者への啓発を行います。
- スクールガードリーダーによる校内巡視を充実させ、いじめの早期発見に努めます。

●教育相談活動の推進

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各校の教育相談主任、家庭子ども相談員や保健師、理学療法士等、専門的知識と経験を有するスタッフによる教育相談体制を充実させます。

●不登校対策の推進

- 中学校1年生で急増する不登校、いわゆる「中1ギャップ」を解消するために、小学校と中学校との連携を強化します。
- スクールソーシャルワーカーを活用して、小学校間や小・中学校間、学校と家

庭との橋渡しを充実させ、各校の不登校対策を図ります。

○各校と教育委員会で連携し、子供たちや保護者の意向により適応教室への円滑な接続を図ります。

●幼・小・中・高への「なめらかな接続」の推進

○入学・進学希望の学校における体験学習や中学校における部活体験を推進します。

○小・中学校におけるキャリア教育や進路指導を充実させます。

【 神泉小学校 地域の方との田植え体験 】



施策 ⑤生徒指導の充実

現状と課題

子供たちの非行や問題行動の低年齢化、特定の子供が非行・問題行動を繰り返す再非行が増える傾向にあります。子供たちの非行や問題行動を未然に防止するとともに、問題が発生してしまったとき、早期に適切な対応を図ることが重要です。そのためには、家庭の協力や地域・関係諸機関との連携を図った生徒指導体制を各校で整備することが大切です。また、小学校へ入学しても、学校生活になじめない「小1プロブレム」や「学級がうまく機能しない状況」等への対応が課題となっています。

施策の方向性

- 組織的な生徒指導体制を確立し、各校において積極的な生徒指導を推進します。
- 関係諸機関や学校・家庭・地域が一体となって、非行・問題行動への防止に向けた取組を実践します。

主な取組

●生徒指導体制の充実

- 一人一人の子供たちの心に寄り添った生徒指導を推進するため、組織的な校内生徒指導体制を充実させます。
- 教職員の生徒指導についてのスキルアップを図るために、各校で組織的な対応や研修を行います。
- 多様な体験活動や学習環境の整備を行い、子供たちの規範意識を育み、非行・問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を行うための指導体制を充実させます。
- 「小1プロブレム」や「学級がうまく機能しない状況」等の生徒指導上の課題について県と連携して取り組みます。

●非行・問題行動の防止

- 非行・問題行動への対応を図るために、スクールサポーターやスクールガードリーダー、外部人材の配置や地域との連携強化に努めます。
- ネットいじめや非行防止、社会の有害情報から子供たちを守るために、ネットアドバイザーの派遣等、県と連携して体制の整備に努めます。
- 多くの保護者が参加して非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催できるよう、学校の行事計画を工夫するとともに、学校と地域の関係諸機関が連携し、子供たちの健全育成に取り組みます。

施策 ⑥人権を尊重した教育の推進

現状と課題

近年、様々な偏見や差別、虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）、ヤングケアラー等、人権に関する問題が増加しています。子供一人一人が人権に関する理解を深め、豊かな体験活動をとおして、人権感覚を身に付けることが大切です。また、児童虐待の早期発見・早期対応には、学校と関係機関との連携強化を図ることが重要です。

施策の方向性

- 人権教育を推進するための体制を充実させるとともに、人権感覚の育成を図るために指導内容・指導方法を改善します。
- 関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 男女共同参画の視点に立った教育を学校の教育活動をとおして推進します。

主な取組

●人権教育推進体制の充実

- 子供たちや地域の実態に即した人権教育の全体計画や年間指導計画を充実させ、計画に則った実践を着実に積み重ねます。
- 関係機関と連携し、町の人権教育を推進します。
- 神川町人権教育推進委員会を活用し、人権教育を推進します。

●人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

- 豊かな心や人権感覚を育むために、様々な体験活動を取り入れた「人権感覚育成プログラム」の活用を推進します。
- 正しい判断力や心構えを身に付ける情報モラル教育を充実させます。

●児童虐待から子供を守る学校づくりの推進

- 学校の教職員対象の児童虐待対応の研修を充実させ、早期発見に努めるほか家庭や地域の関係機関と連携を深め、児童虐待防止教育を推進し、早期対応を図ります。
- 配偶者へのDVと、それに伴う児童虐待の早期発見及び早期対応に努めます。

●男女共同参画の視点に立った教育の充実

- 埼玉県男女平等教育指導資料等を利用して指導内容・指導方法の工夫・改善を図り、学校における男女共同参画の視点に立った教育を推進します。
- 中学生における「デートDV」の未然防止や早期発見等に努めます。

施策 ①教職員の資質・能力の向上

現状と課題

少子高齢化やグローバル化による国際競争が激化する中、従来の学校教育を改革する必要があります。また、教員の再任用者の増加と、教員志望者の減少により、教育文化の継承が喫緊の課題です。このような状況をふまえ、個々の教職員が研修を深め専門性を高めることと、町内の情報を共有し、学校間を越えた「オール神川」体制研修会で力量を高めることが重要です。さらに、地域の教育力を取り入れた教育や関係機関との連携、施設設備の改善により、教職員の業務の負担を軽減し、子供たちと向き合う環境づくりを推進する必要があります。

施策の方向性

- 教職員の研修を支援し、「オール神川」体制で学びの系統性を考慮した研修を推進します。
- 人事評価制度を活用し、教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。
- ICT等教育環境を整備し、教職員の負担軽減に努め、子供たちと向き合う環境づくりを推進します。

主な取組

●優れた教職員の確保

- 県教育局と連携し、年齢層のバランスや学校の実態に合った教職員の人事異動を計画的に実施します。
- 他市町との情報交換を密に行うとともに、学校訪問を計画的に実施し、人事管理に努めます。

●小人数学級等に対応した会計年度任用職員（複式学級対応支援員）の配置

- 定数管理を正確に行うとともに、複式学級がある学校へ会計年度任用職員（複式学級対応支援員）を配置します。
- 会計年度任用職員の人事評価を行い、優秀な職員の確保に努めます。

●「オール神川」体制に基づく教職員研修の充実

- 子供たちに「生きる力」を育むために、校内授業研究会や学校研究を指導・支援し、指導力向上に取り組みます。また、研修に他校の教職員が自由に参加できるシステムを構築し、教職員の力量の向上に努めます。
- 教育講演会やその他の教育委員会主催の研修会を実施し、教職員の資質向上に努めます。
- 町内の教諭全員が、毎年授業研究会を実施します。校長の依頼があれば指導者を招聘、または神川町教育委員会による指導・助言を行います。
- 校長と相談し、必要があると認めるときは、県の指導主事を指導者として招聘します。

●指導力が不足している教職員への対応

- 各校と連絡を密に取り、教職員の指導状況の把握に努め、指導力が不足している教職員への早期対応を図ります。
- 指導力に課題がある教職員に対しては、県教育局と連携を図り、迅速且つ適切な対応を図ります。
- 体罰等、指導力不足から起こる教職員事故について、未然防止を強化します。

●人事評価制度の活用

- 教職員一人一人の資質・能力を高め、学校全体の教育力を高めるために人事評価制度を活用した取組を推進します。
- 教職員の能力や実績・意欲を把握し、適材適所に配置するなど人事管理に努めます。

●子供たちと向き合う環境づくり

- ICTの活用等、業務の効率化を図り、子供たちと向き合う時間を確保します。
- 各校の特性に応じた柔軟な週日課の割り振りを推進し、子供たちの指導に関わる時間を確保します。
- 県教育局と連携し、加配教員の配置を積極的に行うとともに、実態に応じて会計年度任用職員を配置し、子供たちの指導に関わる時間を確保します。
- 教職員が一人で問題を抱えないために、学校がチームで対応する体制を構築するとともに、専門機関との連携を深め、早期に適切な対応を図ることができるよう努めます。

●教職員の心身の健康の保持・増進

- 各校における衛生推進者や養護教諭、管理職による教職員のメンタルヘルスケアを充実させ、教職員の健康の保持・増進に努めます。
- 毎月21日を「ふれあいデー」とし、教職員の定時の退勤を推進する他、学校の実態に応じた定時退勤日や部活休止期間を設定し、教職員がメリハリのある勤務ができる取組の指導・支援に努めます。
- 風通しのよい職場環境づくりを推進し、教職員の孤立を防ぐとともに、精神疾患に対する予兆を見逃さず、早期対応を図るよう各校への指導・支援に努めます。

【丹荘小学校 主体的・対話的で深い学びを促進するユニット学習】



施策 ②子供たちの安心・安全の確保

現状と課題

子供たちが、登下校や学校における事件、事故、災害の被害者にならないように、学校は安全の確保に努めるとともに、様々な場面を想定して、子供たちに危機対応能力の基礎を培うことや、教職員の危機管理能力を向上させることが求められています。また、地域における子供たちの安全確保については、学校と家庭、地域及び関係機関が連携し、地域全体で子供たちを守る体制を強化する必要があります。

施策の方向性

- 子供たちに危機管理能力の基礎を身に付けさせるために、実践的な避難訓練等を実施します。
- 学校における危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に努めます。
- 子供たちの防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制を整備します。

主な取組

●安全教育の推進

- 登下校時や学校において、子供たちの安心・安全を確保するため、幼稚園・小学校・中学校で学校安全に関する計画を作成します。
- 東日本大震災の教訓を活かした防災計画を作成し、子供たちに危機対応能力の基礎を身に付けさせるため、緊急地震速報を活用した実践的な避難訓練等を実施します。
- 子供たちの交通安全意識を高めるため、全ての学校で交通安全教室を実施します。

●学校の危機管理体制の整備・充実

- 幼稚園・小学校・中学校において、危機管理マニュアルを作成するなど危機管理体制を整備・充実するよう、学校訪問で随時確認と指導を行います。
- 心肺蘇生法研修等の教職員・PTA研修を支援します。

●防災体制の整備・充実

- 自然災害等に備えた対応マニュアルを作成し、保護者や地域へ周知します。
- 避難訓練や引き渡し訓練等との関連を図り、実効性のあるマニュアルにします。

●家庭・地域と連携した防犯・交通安全教室の推進

- 子供たちの防犯・交通安全教育を進めるとともに、家庭への普及やスクールガードリーダー、下校ボランティアの充実等、地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めます。
- PTAによる町内防犯パトロールを支援します。

- 教育委員会による登下校の交通安全パトロールを、学期はじめに実施することと併せて、防犯パトロールを必要に応じて実施します。
 - 学校応援団や行政区、町の防災環境課と連携・協力し、交通安全活動を推進します。
 - 年度初めに、幼稚園と各小学校において、交通指導員と協力して交通安全教室を実施し、交通安全に対する啓発を行います。
- 関係諸機関との連携**
- 児玉警察や地域の駐在所と連絡を密に取り、防犯教育の充実や早期対応を図ります。

【神川幼稚園 交通安全教室】



施策 ③学習環境の整備・充実

現状と課題

子供たちが学んでいる校舎や遊具、体育館等の耐震化や安全で快適な学習環境づくりについては計画的に進めているところです。また、教材・備品については、学習指導要領に沿って、必要な教材の補填・拡充をし、学校現場の声を聴きながら、計画的に整備する必要があります。それとともに、読書資料の整備やICT環境の整備等、時代の変化に対応する教育を推進するために環境整備が重要です。

施策の方向性

- 計画的な施設整備により、安全で快適な学校環境づくりを進めます。
- 学校の図書資料の充実や、学校の情報化の推進、教材・備品の整備を推進します。

主な取組

●学校施設の整備推進

- 安全で快適な学習環境を確保するために、将来の小中学校の配置や規模等も見据えて計画的な施設修繕等を進めます。
- 神川町シルバー人材センターと提携し、幼稚園と小・中学校に人材を派遣して、校舎内外の環境整備を計画的に進めます。

●学校図書館の整備・充実

- 学校図書館図書標準の達成に向け、「神川町子供読書活動推進計画」に基づいた学校図書館の資料の充実及び更新を図り、子供たちの自主的な学習活動を支援します。
- 神川中学校のオープンスペースの「図書のにわ」を活用し、生徒たちの自主的・自発的な学習を支援します。

●学校教材・備品の計画的な整備・充実

- 学習指導要領に沿って、授業等で使用する教育教材の充実を図ります。
- AEDや消火器、机や椅子等の適正な管理を行っていきます。

●ICT環境の整備

- 国の方針を踏まえて、一人一台タブレットや情報通信ネットワーク等を適切に効果的に活用できる環境を引き続き整備します。
- 小・中学校教職員用コンピュータや校務支援システムを活用した事務の情報化や効率化を推進します。

施策 ①家庭教育支援体制の充実

現状と課題

核家族化や労働形態の多様化に伴い、家庭環境が大きく変化しています。また、家庭の教育力の低下、児童虐待、養育放棄、過保護、過干渉、放任等の養育上の問題が多発しています。さらに、ヤングケアラーの問題も心配されています。子供たちの養育に家庭環境が与える影響は大きく、親が家庭における教育の大切さを認識し、子供たちに基本的な生活習慣や学習習慣、道徳心を身に付けさせるために、学習できる機会を提供することが重要になっています。

施策の方向性

- 家庭教育の大切さや、子供たちが基本的な生活習慣を身に付けるための啓発活動を推進します。
- 家庭教育に関する親への支援や子供たちが家庭で教育力を付けるための学習を推進します。

主な取組

●家庭教育学級の充実

- 中央公民館等において、家庭教育学級を実施し、家庭における教育力の向上や親同士の交流の推進を図ります。
- 幼稚園や各校における家庭教育学級を支援します。
- 神川町PTA連合会や各校のPTA活動を支援します。
- 各地域での子供会を運営する保護者を支援します。

●「ふれあいの日・ノーメディアデー」の実施

- 毎月20日の「ふれあいの日・ノーメディアデー」には、テレビやゲームの時間を減らし、親子で会話や運動をしたり、読書や読み聞かせをしたりして、積極的に親子でふれあう時間を確保します。
- 全国学力・学習状況調査の結果から、町の子供たちのテレビやゲームの視聴時間が長い傾向が続いています。そこで教育委員会では、毎月20日は「ふれあいの日・ノーメディアデー」として、メディアに触れる時間を自主的に制限することを推奨します。

●子育ての目安「3つのめばえ」の活用の推進

- 幼稚園の入園説明会や入園式、保育参観等で保護者へリーフレットを配布し、保護者に子育ての留意点等を説明し、啓発を図ります。
- 小学校の入学説明会等で保護者へリーフレットを配布し、保護者に入学までの子育ての留意点等を説明し、啓発を図ります。

●子育ての支援

- 神川幼稚園において、始業前と園児が登園後の1日2回「預かり保育」を実施し、家庭教育を支援します。

○保健師や理学療法士、町民福祉課と連携し、保護者の子育てに関する相談を積極的に受け、全力でサポートします。

○奨学金制度を推進し、進学への支援をします。

●二つの約束「あいさつと靴そろえ」の推進

○神川町全体で「あいさつと靴そろえ」を推進します。

○各校の学校評価の項目に取り入れ、子供たちへの指導と保護者への啓発を図ります。

●「なっちゃんと神じいとの約束」の推進

○幼児対象に「なっちゃんとの5つのやくそく」、小学生対象に「なっちゃんとの10の約束」、中学生対象に「神じいとの10の約束」を作成し、子供たちが社会的に自立する力の育成を図ります。

●「神じいの小言十訓（保護者向け）」の推進

○幼稚園児の保護者対象に「神じいの小言五訓」小・中学生の保護者対象に「神じいの小言十訓」を配布し、子育ての指針として啓発を図ります。

神じいの小言五訓 (未就学児の保護者対象)

- 1 早寝早起きをさせるのじゃ
- 2 はし 箸を正しく持って食べさせるのじゃ
- 3 本を読んで聴かせるのじゃ
- 4 「ってきます。ただいま。」を
しっかり言わせるのじゃ
- 5 「ごめんなさい。ありがとう。」を
言えるように育てるのじゃ



神じいの小言十訓 (小中学生の保護者対象)

- 1 子供には早寝早起きの習慣をつけさせるのじゃ
- 2 子供には三食しっかり食べさせるのじゃ
- 3 登校前に排便をさせるのじゃ
- 4 あいさつのできる子に育てるのじゃ
- 5 善悪のけじめがつけられる子に育てるのじゃ
- 6 素直・反省・謙虚・奉仕・感謝の心を持った子に育てるのじゃ
- 7 子供には家の手伝いをさせるのじゃ
- 8 交通ルールを守って登下校させるのじゃ
- 9 宿題・予習復習・読書ができる子に育てるのじゃ
- 10 子供たちの後ろ盾になってやるのじゃ

施策 ②地域の教育力の向上

現状と課題

地域コミュニティの多様化や弱体化、連帯意識の希薄化等により、地域の教育力の低下が指摘されています。少子高齢化や家庭環境の複雑化等に対応し、地域の宝である子供たちを健全に育てるには、学校と地域が連携を深め、地域ぐるみで子供を見守り、育てることが益々重要になっています。

施策の方向性

- 地域住民の学校への積極的な参加を促進します。
- 地域の行事や活動へ積極的に子供たちの参加を促進します。

主な取組

●学校応援団の活動の充実

- 学校応援団の活動を充実させ、登下校の安全確保や学習のための環境整備を図り、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。
- 学校と学校応援団との連絡会を支援し、よりよい連携が図れるようにします。
- 地域団体との連携を支援します。

●地域の団体・企業との連携

- 大学や地域企業等が連携して実施する「子ども大学」への参加を推進します。
- 子供会育成会やスポーツ少年団を支援します。
- 「認知症サポーター」事業への参加を推進します。
- 青年会議所主催のイベントへの参加を促進します。
- 社会体験チャレンジ事業推進委員会と連携し、地域の青少年健全育成に係る活動を支援します。

【青柳小学校 養蚕体験】



施策 ③学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

現状と課題

家庭・地域の教育力の低下が指摘されています。教育に関する町民の関心と理解を一層深め、学校と家庭・地域の住民や企業・NPO等が一体となって地域の子供たちの教育に取り組む必要があります。

施策の方向性

- 彩の国教育の日における取組を推進し、社会全体で教育に取り組む気運を高めます。
- 保護者や教職員が連携して進めるPTA活動を支援します。
- 青少年の健全育成の取組や青少年団体等の活動を支援します。

主な取組

●「2分の1成人式」の推進

- 学校行事を計画的に実施するとともに、小学4年生とその保護者を集めて「夢と希望を語る会 2分の1成人式」を各校で実施します。

●「彩の国教育の日」の推進

- 11月1日の「彩の国教育の日」及び11月1日～7日までの「彩の国教育週間」における学校公開をとおして、町民への教育に関する理解を深め、関心を高めます。

●PTA、子供会育成会活動への支援

- 幼稚園、小・中学校のPTA等が実施する子供たちの育成に関する研修会や子供会育成会が主催する行事等を支援します。

●青少年健全育成活動の促進

- 家庭子ども相談員やスクールソーシャルワーカーと各校の生徒指導主任とが連携し、青少年健全育成や非行防止等の取組を促進します。

●町内各団体との連携

- 「包括支援センター」の「認知症サポーター」事業への参加を推進します。

●青少年を有害環境から守るための取組の推進

- メディア上の有害情報等、社会の有害環境から子供たちを守るために、ネットアドバイザーを活用して児童・生徒への指導と保護者への啓発を推進します。

●学校運営協議会の推進

- 学校運営協議会の活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの健やかな育成を図ります。

施策 ① 学び合いとともに支える社会をめざす生涯学習の推進

現状と課題

町民一人一人が生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場において、主体的・自発的に学習することができ、その成果を適切に活かすことができる社会の実現が望まれます。「人を育てて町が育つ未来につなぐ住みよい神川」をキャッチフレーズとした神川町の活性化と持続的発展を可能とするために、個人や団体、行政がそれぞれ自立・協働という関係を築く必要があります。

施策の方向性

- 新たな学びの機会をつくり、町民のニーズに応じた学習情報を提供し、町民の学びを支えます。
- 地域の学び合いを支援します。
- 学んだ成果の活用を支えます。

主な取組

● 学び合いを支える体制づくり

- 大学やNPOが連携して実施する「子ども大学」への参加を推進します。
- 学び直しができる様々な学習の機会を「講座」として開設します。
- 長期休業中に、子供たちを対象にした「読書感想文教室」や「ボランティア教室」「作品づくり教室」等を実施し、子供たちのニーズに応じた学びの場をつくります。

● 学び合いを支える人づくり

- 指導者の育成や地域貢献できる人材の発掘、ともに学び合う仲間づくりなど学び合いを支えます。

● 学びの成果の活用を支える仕組みづくり

- 学んだ成果を発表する会等、学習者の活躍の場が広がるように、学習の成果が見える機会づくりを支援します。

● 公民館図書室における読書活動の支援

- 公民館図書室の事業「読書ピクニック」を支援し、町内の小・中学生が進んで読書の楽しさが味わえる環境づくりを推進します。
- 県立図書館や他市町の図書館のサービスを受けられるよう仲介の場として、公民館図書室を支援します。
- 電子図書館の運用により、図書室に来館せずとも利用できる電子書籍を貸出し、いつでも読書を行える環境を整え、読書活動を推進します。
- 子供たちがタブレットから電子図書館にアクセスできます。

施策 ②文化芸術の振興と伝統文化の継承

現状と課題

文化芸術は、その土地の住民や自分たちの先祖が心のよりどころとしたり、大切に継承したりするなど、歴史の重みや人々の心に安らぎや生きる喜びをもたらしてくれます。また、魅力ある町づくりを推進する力にもなります。これからも、地域の伝統文化を継承していくために、学校や地域で、子供たちの文化芸術に触れる機会を充実させ、豊かな心や感性、創造性を育む教育を推進する必要があります。

施策の方向性

- 町民の文化芸術活動への参加や促進、発表の場の提供に取り組めます。
- 子供たちの文化芸術活動の充実に取り組めます。
- 町の貴重な財産である文化財を保存・活用し、後世に伝えます。

主な取組

●文化芸術活動の充実

- 町民文化祭やミニコンサート等の開催をとおして、町民の文化芸術活動の発表の場を提供し、文化芸術に親しむ人々の輪を広げます。
- 文化芸術団体を支援し、文化芸術活動の担い手の育成に取り組みます。

●子供たちの文化芸術活動の充実

- 幼稚園や小・中学校において、子供たちが文化芸術を鑑賞し、創造的な活動を行う機会を支援します。
- 町民文化祭に、子供たちの作品を展示したり、文化祭のステージで演技を発表したりなど、子供たちの発表の場を提供します。

●「ふるさと歴史講座」と「地域の歴史」出前授業の充実

- 町の自然や歴史、文化財について講義を中心とした学習する機会を設け、文化財保護思想の普及啓発を進めます。
- 小、中学校の子供たちが発掘調査の出土品や民俗資料に直接触れ、古の息吹を体感することができるよう、学校に出向き資料の展示と解説を行います。

●文化財の保護と活用

- 町の歴史・伝統・文化への理解を深めるために、町の貴重な文化財の保存や活用を推進するとともに、情報の発信・提供に取り組めます。
- 町の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生産活動に関連して形成された文化的景観の保存に取り組めます。
- 子供たちに「新神川郷土かるた」の使用を通して仲間づくりを進めるとともに、理解を深め、郷土愛を育みます。

施策 ③生涯にわたるスポーツの振興

現状と課題

少子高齢化が進む神川町において、誰もが健康で生き生きとした暮らしを送ることのできる健康長寿社会の構築は重要な課題です。スポーツには、心身の健康の保持・増進だけでなく、青少年の健全育成や地域社会の再生、社会・経済の活力の創造等、町民の生活において多面にわたる効果が期待されています。老若男女がスポーツをとおして親交を図ったり、適度な運動を楽しむ習慣を作ったりして、日頃のストレスを発散させ、メリハリのある、明るく楽しい生活環境づくりが必要です。

施策の方向性

- 町民が一人一人のライフステージに応じ、それぞれの目的や方法でスポーツに親しむことができるような活動を推進します。
- 関係スポーツ団体と連携し、大会や活動等の取組を支援します。
- 身近で気軽にスポーツを楽しむ場や機会を提供し、町民がスポーツに親しめる社会づくりを進めます。

主な取組

●スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 神川町スポーツ少年団等、地域のスポーツ団体の活動を支援します。
- 町民が年齢や性別、障害の有無等に関わらずスポーツに親しむことができるように様々な活動を推進します。

●スポーツ・レクリエーション団体の活動支援

- 町の室内外の施設、各校の体育館や武道館を積極的に地域の団体に開放し、活動の場を広げるよう支援します。

●神川町スポーツ協会主催事業の支援

- かみかわ町民体育祭への参加協力を支援し、幼稚園の演技発表や、小・中学生の競技参加を支援します。
- かみかわ駅伝大会の運営や参加協力を支援します。

●豊かなスポーツライフを支える環境づくり

- 町におけるスポーツ施設の有効活用を推進し、身近にスポーツがある環境づくりに取り組みます。
- 町民のニーズに応じたスポーツインストラクターや指導者の人材発掘に努めます。

資料

用語の説明

行	用語	説明
あ	I C T	Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
	A L T	Assistant Language Teacherの略で、外国語指導助手の意味。学校で日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師。
	A E D	Automated External Defibrillatorの略。心臓の状態を正常に戻す機能を持つ、自動体外式除細動器。
	N P O	Non Profit Organizationの略。営利を目的としないで社会貢献活動を行う団体の総称。
	S D G s	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193カ国が2016年から2030年までの15年間で達成するために掲げた17の目標。
	オンライン	インターネットに繋がっている状態のこと。
か	学習指導要領	学校教育で実施する教育課程の基準を示したもの。各教科の目標や学習内容について定めてある。
	学級がうまく機能しない状況	授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級のこと。
	学校運営協議会	学校と保護者や地域の方々とともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組み。
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備等、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。
	学校図書館図書標準	学校図書館に置く、本の冊数や種類についての国の整備目標。
	G I G Aスクール構想	1人1台情報端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を整備する国施策。
	キャリア教育	望ましい勤労観、職業観及び職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
	教研式NRT検査	相対評価法に基づく標準学力検査で、確かな学力について全国基準に照らして客観的に把握する。
	教研式CRT検査	絶対評価法に基づく標準学力検査で、年間の指導目標の実現状況を確認する。
グローバル化	政治・経済、文化等、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやりとりがおこなわれること。	

	クラウド	ユーザーがサーバーやストレージ、ネットワークやソフトウェアを持たなくても、インターネットを通じて、サービスを必要な時に必要な分だけ利用する考え方のこと。
	合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
さ	3 R 運動	リデュース (Reduce) : 廃棄物の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の 3 つの英語の頭文字「R」をとった環境保護の運動。
	支援籍学習	「支援籍」とは、障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる学習方法。
	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が「集団行動がとれない」「授業中に座ってられない」「話を聞かない」などの状態が数か月続く状態。
	情報モラル	情報社会において、正しい情報の処理の仕方や扱い方等について、身に付けるべき考え方や態度。
	人権感覚育成プログラム	児童生徒の人権感覚を育むための体験活動や参加型体験型の活動を組み入れた人権教育の学習プログラム。
	スクールガードリーダー	学校の実情に応じて学校内外の巡回、登下校の安全確保や通学路の防犯パトロール等、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して指導を行う者のこと。
	スクールサポーター	中学校の要請に基づいて派遣され、生徒の非行や問題行動について、生徒指導の面から学校を支援する活動を行う警察職員。
	スクールソーシャルワーカー	子供たちが、学校や日常生活で直面する悩みや苦しみについて、家族、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門的な者のこと。
た	男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。
	中1ギャップ	中学校に入学して新しい生活を満喫する子供がいる一方、学校生活になじめず欠席しがちになったり不登校になったりする現象。
	ティームティーチング	授業場面において、二人以上の教職員が連携・協力をとおして、一人一人の子供や集団の指導の展開を図り、責任を持つ指導方法及び形態。
	デートDV	相手を尊重しない行為。恋人間で、暴力により相手を思いどおりにする行為のこと。
	特別支援教育コーディネーター	特別支援教育における、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、及び保護者に対する学校の窓口となる教員。
	ドメスティックバイオレンス	Domestic Violence。「DV」と呼ばれ、配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
	探究型授業	正解を暗記する勉強法ではなく、自ら問を立てて、課題を解決するために情報収集をし、みんなで意見を出し合い、解決へと導く能力を育んでいく授業。

な	なめらかな接続	子供たちの学校不適応防止と進路保障のために、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が緊密に連携を図ること。
	ニート	Not in Employment、Education or Training (NEET) の略で、仕事についておらず、教育や職業訓練も受けていない状態、もしくは人をあらかわす。
	ネットアドバイザー	保護者に対して、携帯電話の危険性や保護者の役割について啓発する子供安全見守り講座の講師。
は	フリーター	働く意志があり、アルバイトやパートとして就業しているか、就業しようとしている人をあらかわす。
ま	3つのめばえ	埼玉県教育委員会では、幼児期における「生活」「他者との関係」「興味・関心」の3つの分野に着目し、子供たちに小学校入学前までに身に付けて欲しいこと。
や	ユニバーサルデザイン	国籍や年齢の違い、障害の有無等にかかわらず、誰でも平等、公平に施設や製品等を利用できるような規格や意匠のこと。
	ヤングケアラー	「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。



かみかわ こせんげん

神川っ子宣言

- ひと いのち たいせつ
- 人をいたわり 命あるものを大切にします
- い
- ありがとう ごめんなさいを言います
- ひ
- がまんをします 卑きょうなことはしません
- かみかわ ほこ ふほ めうえ ひと うやま
- 神川を誇り 父母や目上の人を敬います
- しんしん きた ゆめ む
- 心身を鍛え 夢に向かってがんばります
- やくそく くつ まも
- 2つの約束（あいさつと靴そろえ）を守ります



平成19年9月